

2. 地区整備計画

地区施設の配置 及び規模	公園	1号公園	約 1,700 m ²			
		2号公園	約 1,900 m ²			
	区画道路	区画道路1号	幅員約 12m 延長約 840m			
	緩衝緑地	1号緩衝緑地	約 7,800 m ² ※連絡通路含む			
		2号緩衝緑地	約 4,700 m ² ※連絡通路含む			
地区の区分	国際教育地区	商業にぎわい地区	施設導入地区	地域交流地区		
面積	約 3.2ha	約 2.4ha	約 6.8ha	約 1.5ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 兼用住宅 3. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5. 病院 6. 自動車教習所 7. ホテル、旅館 8. カラオケボックスその他これらに類するもの 9. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10. 工場 11. 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 12. 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 13. 届出住宅（住宅宿泊事業法第2条第5項の届出住宅をいう。以下同じ。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎、下宿 3. 兼用住宅 4. 学校 5. 図書館 6. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 7. 建築基準法別表第二（い）項第九号に規定するもの 8. 自動車教習所 9. ホテル、旅館 10. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条6の2に定めるもの 11. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 12. カラオケボックスその他これに類するもの 13. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条7の3に定めるもの 14. 建築基準法別表第二（と）項第六号に掲げるもの 15. 倉庫業を営む	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 事務所、倉庫（データセンターの用に供するもの） 2. 危険物貯蔵又は処理に供するもの（建築基準法別表第二（ぬ）項第四号に規定するものを除く） 3. 保育所（事業所内保育施設に限る） 4. 前各号の建築物に附属する建築物	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 店舗、事務所その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（に）項第三号、（ほ）項第二号及び第三号、（へ）項第三号、（り）項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く） 2. 保育所 3. 建築基準法施行令第2条第1項第四号イに掲げる建築物に附属する建築物

			倉庫 6. 自動車修理工場 7. 届出住宅		
建築物の敷地面積の最低限度	500 m ²	200 m ²	2,000 m ²	150 m ²	
壁面の位置	ただし、公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。				
建築物の高さの最高限度	22m	22m	31m	12m	

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」